

奈良県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・北村地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和五年七月二十四日から同年八月十四日まで

二 縦覧場所

奈良市役所